

ひ 広 報

ひのはら

7 月号
令和 6 年
(2024 年)
No.542

檜原都民の森ツリークライミング教室

・・・主な内容・・・

令和6年度檜原村職員募集.....	2
感震タツプ配布のお知らせ.....	3
じゃがいも品評会開催のお知らせ.....	4
檜原都民の森 山の日イベント.....	4
狂犬病予防注射について.....	14
敬老福祉大会について.....	18

お知らせ

令和6年度檜原村職員募集

令和6年度に採用する職員を下記のとおり募集します。

◆採用予定人員 一般事務職・・・若干名

◆受験資格

職 種	学 歴	年 齢
一般事務職	高等学校卒業以上の学歴を有する方	昭和59年4月2日生 ～平成18年4月1日生

※ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

◆申込書の受付

【期 間】 令和6年7月8日（月）から7月31日（水）（土・日・祝日は除く）
午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）

【場 所】 檜原村役場総務課（本庁舎2階）

※ 受験者本人が必要書類を持参し、申込みを行ってください。（郵送不可）

※ 申込みに必要な書類が添付されていない場合は、受付できません。

※ 申込書は受付期間中、檜原村役場総務課で配布します。また、村ホームページからダウンロードできます。

◆申込みに必要な書類

- 檜原村職員採用試験申込書（村指定様式）（檜原村役場総務課で配布又は村ホームページからダウンロード）
- エントリーシート（村指定様式）（檜原村役場総務課で配布又は村ホームページからダウンロード）
- 履歴書（市販のものに記入し、上半身の写真を貼付する）
- 卒業証明書（最終学校のもの）
- 成績証明書（最終学校のもの）

◆試験日等について

- ・一次試験：エントリーシートによる書類選考
- ・二次試験：筆記試験

【日 時】 令和6年8月18日（日） 午前8時30分集合

【方 法】 教養試験、職場適応性検査、作文（課題方式）

- ・三次試験：面接試験

◆試験結果等について

一次試験の結果は、令和6年8月上旬に受験者本人に通知します。

二次試験の結果は、令和6年8月下旬に受験者本人に通知します。

二次試験に合格された方を対象に、三次試験を実施します。（令和6年9月上旬までを予定）

三次試験の際に健康診断書（村指定様式）の提出をお願いします。

◆採用予定日 令和6年10月1日

◆給与及び待遇

檜原村職員の給与に関する条例等によります。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 TEL 042-598-1011 内線 216・213

村制施行135周年を記念して 感震タップを配布します

檜原村は、今年の4月に村制施行135周年を迎えました。村民の皆様にも今後も村に誇りを持ち、安心して住み続けていただけるように、感震タップを配布いたします。

◎感震タップとは

家庭のコンセントに差し込んで使う器具で、コンセントが2口分付いています。震度5強相当以上の地震を感知すると自動で電気を遮断し、繋いでいる電気器具を強制的に停止させることにより、地震に伴う火災発生リスクを最小限に留めます。電気ストーブ等、火災を引き起こす可能性の高い機具に使うと効果的です。接続されている電気器具のみ電気を遮断するため、夜間に照明が消える等の心配がありません。

◎対象者

令和6年6月1日現在、村内に住所を有し、実際に村内の家屋で生活している方が対象です。（特別養護老人ホーム等施設に入居されている世帯は除きます。）

◎配布個数及び方法

各世帯に感震タップ1個を宅配業者（佐川急便）により配布します。

不在の場合は不在票を置かせていただきますので、後日、檜原村役場にて受領していただきます。



◎問い合わせ先 総務課総務係 TEL 042-598-1011 内線 216

お知らせ

村の人事をお知らせします

令和6年第2回檜原村議会定例会最終日（6月14日）に次の方々が議会の同意を得て、選任・任命されました。

(敬称略)

	氏名	住所	任期	備考
檜原村固定資産 評価審査委員会委員	高木 弘道	檜原村	R6.6.27~R9.6.26	新任
檜原村教育長	久保嶋 光浩	檜原村	R6.7.1~R9.6.30	新任

～退任された方～

○前固定資産評価
審査委員会委員（6月26日付）
清水 正美 様
（7期21年間）

○前教育長（6月30日付）
中村 宗嗣 様
（3期9年間）

村の行政、教育等の発展に多年にわたりご尽力いただき、ありがとうございました。

第13回じゃがいも品評会開催のお知らせ

じゃがいも栽培の成果の発表の場として下記のとおりじゃがいも品評会を開催いたします。皆様、奮ってご応募ください。

日 時 7月31日(水)
 審査場所 檜原村役場3階301会議室
 出品物の持込 7月30日(火)
 午前11時までに役場1階産業環境課窓口へ持込みしてください。

※品評は比較審査となります。

※出品いただくじゃがいもは、◎肌がキレイ ◎粒揃い 7個をご用意ください。

※檜原村で栽培されたじゃがいもであれば、品種は問いません。(出品の際に品種をお知らせください)

※出品物は返却いたしません。



◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

山の日イベントのお知らせ

檜原都民の森では8月11日の「山の日」を記念して山の日イベントを毎年開催しています。皆様のご来園をお待ちしています。

開催日時：令和6年8月11日(日・祝) 午前10:00~午後4:00
 場所：檜原都民の森 森林館中庭ほか
 イベント内容：①クライミング体験 ②モルック体験 ③チェンソーアート
 ④縁日コーナー ⑤丸太切り・薪割り・焚火体験 ⑥都民の森クイズなど

※第8回「山の日」全国大会東京2024

関連事業「森林セラピー講演と散策」も実施します。

※イベント内容は変更となる場合がございます。



◎ 問い合わせ先 檜原都民の森管理事務所 TEL 042-598-6006
 メール info@hinohara-mori.jp

お知らせ

～ 祝 3 周 年 ～

檜原村じゃがいも焼酎製造等施設「ひのほらファクトリー」 祝3周年感謝キャンペーンのご案内

「ひのほらファクトリー」は令和6年7月27日で、3周年を迎えます。
 3周年を迎えることができたのは、オープンからこれまで「ひのほらファクトリー」にお越しくくださった村民の皆様のおかげと、心より感謝しております。
 日頃の感謝を込めて、「3周年記念・感謝キャンペーン」を開催いたします。

☆3周年記念・感謝キャンペーン☆

期間：令和6年7月27日(土)～8月16日(金)(休館日の火曜日除く)

時間：午前11時～午後5時まで(営業時間内)

内容：村民の方対象で、じゃがいも焼酎「ひのほら物語(木の酒)(50ml)」をプレゼント
 (村民であることがわかるものをご提示ください。)

※今年度から、木そのものを醸造し作られた単式蒸留焼酎と檜原村じゃがいも焼酎をブレンドした「ひのほら物語(木の酒)」を作ります。

夏休みに帰省されるご家族にもぜひお声かけいただけましたら幸いです。

この機会にお気軽に「ひのほらファクトリー」にお越しください。

◎ 問い合わせ先 株式会社ウッドボックス「ひのほらファクトリー」 TEL 042-588-5170

住宅入居者募集

下記のとおり、村営住宅の入居者を募集いたします。

【募集の案内及び申請書の配布】

住宅名	所在地	募集戸数	使用料（月額）
村営元郷住宅	檜原村425番地	1戸（13号棟）	35,000円
村営上川乗住宅	檜原村1359番地1	2戸（3、4号棟）	27,000円

【村営住宅申込者の資格】

- ①過去2年間に於いて、市（区）町村民税の滞納がないこと。
- ②現に自ら居住するため住宅を必要としていること。
- ③村に住所又は一定の勤務場所を有する者、若しくは有することが村営住宅の使用により確実に認められる者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【申し込み先】

檜原村役場西庁舎1階 企画財政課むらづくり推進係 土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時

【申し込み期間】

7月5日（金）から31日（水）まで ※必着 詳細については、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

「空き家相談窓口」からのお知らせ

令和6年4月1日から「相続不動産」の登記が義務化されました。

「空き家相談窓口」では、相続登記がなされていない土地、建物および未登記の住宅を所有している方を対象に登記するための必要書類の相談や司法書士等の専門家による相談窓口の紹介を行っています。

村の空き家登録事業に「空き家登録」して頂く場合も相続登記が必要となりますので、この機会に相続登記をすることをお勧めします。

ご相談者をお待たせしないため、予約制とさせていただきます。相談をご希望の方は、あらかじめ電話で予約の上ご来庁ください。

相談をご希望の方で来庁が難しい場合は、日程を調整の上ご自宅への訪問相談も行いますので、お問い合わせください。

相談日	月・火・金曜日	電話	042-519-9556
相談時間	午前9時～午後4時	担当	関谷・中澤
場所	檜原村役場西庁舎 (企画財政課むらづくり推進係)		

お知らせ

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

- 1 対象：令和5年度4月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和6年度4月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和6年度4月分 2公営企業会計
- 2 実施日：令和6年5月27日（月）
- 3 検査方法：会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
- 4 結果：令和5年度4月分、令和6年度4月分一般会計及び5特別会計、令和6年度4月分2公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311



けもの通信

令和6年7月 Vol.2

産業環境課農林産業係から、野生動物・獣害対策についてお知らせします。
今回は「追払い」についてお話します。

【猟友会のサル追払い隊による追払いについて】

- ・ 檜原村猟友会に属している方の中から現在は5名の方がサル追払い隊として活動しています。
- ・ 追払い隊は群れで移動するサルの特性から、アナログ式発信器の電波を受信器で追跡し、サルが出てきそうな地区を中心に追払いをしています。
- ・ 銃は使用しますが、道路沿いや家の近くで発砲はできません。また、銃が使える時間は日の出から日没までと、法律により規定されています。
- ・ 銃が使えない場合も大声・パチンコ・花火等で追払いを実施しています。多くのサルは猟友会員の顔、車、エンジン音を覚えており、追払い隊が近づくと逃げていきます。
- ・ 追払い隊が山に追払いをしても、猟友会の車両が地域から離れると、サルが戻ってくる可能性があります。

追払い隊による追払いと、地域の方々がみんなで追払う対策の両輪でサルを地域に寄せ付けない地域づくりが必要です。
ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



今後のサル対策について生息数などを計画的に管理するため、農業者・猟友会等の村民と役場職員で構成する「サル対策緊急プロジェクト会議」を立ち上げました。被害対策を早期に実現するために会議を重ねていきます。会議の進捗状況や計画は今後お知らせいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 Tel 042-598-1011 内線 129・130

檜原村安全・安心むらづくり協議会からお知らせ 台風・大雨に備えましょう!!

台風が来る前に…大雨が降る前に…事前の備えを

- 窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- 側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ格納する。
- 非常用品の確認（懐中電灯、携帯用ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など）
- 飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。
- 水の確保（断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。）
- 避難場所の確認

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216



7月の消費生活相談

一人で悩まずご相談ください [秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してお越しください。

相談できること

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け
心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることなどお気軽にご相談ください。

日 時 7月31日(水) 午後1時～3時

場 所 檜原村役場3階 302会議室

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122

くらしの法律税金相談(無料)のご案内

弁護士・司法書士・税理士等で組織する「NPO司法過疎サポートネットワーク」の主催により、下記のとおり「くらしの法律税金相談」を開催します。

相続登記義務化や消費者トラブル等、法律や税金など何でも結構ですので、お悩みのある方・ご相談のある方は、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

▽相談日時 8月2日(金) 午後2時～午後5時(最終受付時間:午後4時30分)

▽相談場所 檜原村役場3階 301会議室

※会場にお越しになれない方、ご自宅での相談を希望される方には、法律家がこちらからお伺いする出張相談もございます。

◎ 相談予約連絡先 NPO司法過疎サポートネットワーク TEL 042-512-9737
FAX 042-559-4844

8月の人権・行政相談

日 時 8月8日(木) 午後1時～午後3時 場 所 檜原村役場3階住民ホール

対 象 者 村内在住の方 相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

国民健康保険からのお知らせ

●高齢受給者証の更新について

現在使用している国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月1日から使用する新しい受給者証は7月中に届くように送付します。

新しい受給者証が届きましたら、氏名、住所などを必ず確認してください。

また、有効期限が7月31日までの受給者証は、8月1日以降にご自身で裁断するなどして破棄してください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関に入院・通院された場合、窓口で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

この認定証は、同じ世帯の世帯主及び国民健康保険に加入している方全員が住民税非課税の場合、入院時の食事代が軽減されます。また、外来や調剤薬局でも同一医療機関、同一月であれば自己負担額が適用されます。なお、認定証が適用となるのは、申請された月の1日からとなります。そのため、入院等で高額になることを把握されている場合は、事前の申請をお願いします。また、認定証をお持ちでなかったとしても、1か月あたりの限度額を超えてお支払いしていた場合は、高額療養費として差額分が支給されます。

認定証は、保険証及び印鑑をご持参の上、村民課村民保険係にて申請してください。世帯の収入によって負担する金額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

年金の相談や受給手続きは事前予約をお願いします

年金事務所にて年金見込み額などのご相談や、年金の請求・受給者死亡等の手続きをする際は、事前予約をしていただくことで、お客様のご都合に合わせてスムーズに対応できます。

ご予約の際は、必ず年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号のわかるものをご準備ください。

また、インターネットでの予約も可能です。「日本年金機構 予約相談」と検索をしてください。インターネット予約の受付時間は午前8時～午後11時30分です。

◎ お問い合わせ先 ・予約受付専用電話番号 TEL 0570-05-4890(平日午前8時30分～午後5時15分)
・青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410(平日午前8時30分～午後5時15分)

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2
TEL 042-598-0870
FAX 042-598-1300

国民健康保険税の改定について

国民健康保険制度は、加入者が保険税を出し合って医療費に充てるための制度です。国民健康保険の安定した運営などのために、都道府県で保険税水準の統一を目指しており、東京都からも区市町村のあるべき保険税率である「標準保険税率」を毎年示されておりますが、現行の檜原村の保険税率は、この「標準保険税率」より低いものとなっております。

これらのことから、村では段階的な税率改定により被保険者の加重とならないよう配慮しながら、標準保険税率を目指す20年間の目標を定め、改定を実施しています。これに伴い、令和6年度の税率を下記のとおり決定し、令和5年中の所得を基準に本算定を行い7月中旬に納税通知書にてお知らせいたします。

なお、4月から年金より引き落としされている方は、10月より保険税の本算定額による調整を行います。

《基礎課税分》

区 分	令和5年度	令和6年度
所得割額	4.9/100	5.1/100
均等割額	25,000円	26,600円
限度額	650,000円	650,000円

《後期高齢者支援金分》

区 分	令和5年度	令和6年度
所得割額	1.5/100	1.6/100
均等割額	8,700円	9,100円
限度額	220,000円	240,000円

《介護給付金分》

区 分	令和5年度	令和6年度
所得割額	1.5/100	1.6/100
均等割額	11,600円	11,900円
限度額	170,000円	170,000円

●産前産後免除制度について

出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)免除されます。

免除を受けるにあたり申請が必要になります。詳しくは檜原村ホームページまたは担当までお問合せください。

◎ 問い合わせ先 保険税については 村民課税務係 内線 117

ジェネリック医薬品(後発医薬品) 差額通知書をお送りします

檜原村国民健康保険では、現在服用している薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担がどれだけ軽減できるか試算した通知をお送りします。通知を受け取った方は、切り替えの参考としてください。

ジェネリック医薬品へ切り替えることで自己負担額が100円以上削減できる方を対象としています。

なお、この通知はジェネリック医薬品への変更を強要するものではありません。皆様がジェネリック医薬品を使うかどうかの参考資料としてお役立てください。

◇ジェネリック医薬品とは…

最初に作られた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。

- ・先発医薬品と有効成分が同じなので同等の効果があります。
- ・製品によっては、大きさ、味、においの改善等、先発医薬品より工夫されたものもあります。
- ・開発コストが少ない分、先発医薬品より3割から7割も安価です。

※まずは、医師・薬剤師に相談してみましょう。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

後期高齢者医療保険制度に関するお知らせ

(1) 新しい後期高齢者医療被保険者証（保険証）をお送りします。

後期高齢者医療制度の自己負担割合は、新しい年度の住民税課税所得等に基づいて、毎年8月1日を基準日として決定しています。

令和6年8月1日からお使いいただく新しい保険証（青竹色・有効期限は令和7年7月31日まで）を、すべての方に7月中旬頃に簡易書留郵便でお送りします。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

なお、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から紙の保険証の交付は終了となります。令和6年12月1日までに交付された青竹色の保険証は、住所や個人負担割合などに変更がなければ、保険証に記載されている有効期限（最長で令和7年7月31日）までお使いいただけます。

現在お使いの保険証（水色）は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報の取扱いに注意のうえ、ご自身で裁断するなどして破棄することができます。

○自己負担割合判定表

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人 200万円以上 ・被保険者が2人以上 合計320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または、上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

○3割負担の対象外になる場合があります

住民税課税所得が145万円以上でも、以下に該当する場合は3割負担の対象外となります。

- ① 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の被保険者の、「賦課のもととなる所得金額」の合計が210万円以下の場合（申請不要）
- ② 令和5年1月から12月までの収入額が次の条件を満たし、基準収入適用申請を行って認定された場合
 - ・被保険者が1人
収入額が383万円未満（383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満）
 - ・被保険者が2人以上
被保険者全員の収入合計額が520万円未満

原則申請が必要ですが、対象の方が上記の条件を満たすことを檜原村で確認できる場合は、申請を不要としています。お送りする保険証の自己負担割合が軽減後のものとなっている場合がありますので必ずご確認ください。

対象の方が上記の条件を満たすことを檜原村で確認できない場合は、これまでどおり申請が必要となります。対象と思われる方には別途申請書をお送りしますので同封の案内を参考にご申請ください。

(2) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

過去に交付されたことがあり、令和6年8月以降交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬頃にお送りします。届きましたら、氏名、生年月日、適用区分などの記載内容をご確認ください。令和6年8月以降交付対象外となる方には送られませんのでご注意ください。

○自己負担割合が1割の方

世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

○自己負担割合が3割の方

被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、限度額適用認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

これまで交付されたことが無く、今回交付を希望する方は、村民課村民保険係までお問合せください。

現在お使いの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意の上、ご自身で裁断するなどして破棄することができます。

なお、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から減額認定証および限度額認定証の新規交付は終了となります。令和6年12月1日までに交付された減額認定証および限度額認定証は、住所や適用区分などに変更がなければ、減額認定証および限度額認定証に記載されている有効期限まで（最長で令和7年7月31日まで）使うことができます。

(3) 保険料について

令和6年度の保険料につきましては、令和5年中の所得を基準に本算定を行い、7月上旬にお知らせします。

4月から年金より引き落としされている方は、10月より保険料の本算定額により調整を行います。

年金より引き落としされていない方については、納入通知書を7月上旬頃に送付しますので、お納めください。また、口座振替（村指定の金融機関に限る）を希望される場合には、村民課村民保険係までお問い合わせください。

◎期限を過ぎてから確定申告を行っていた場合、今回お送りする保険者証の負担割合や認定証の適用区分、保険料等が暫定的なものとなる場合があります。所得確定後、保険者証等の差し替えや返却をお願いする場合がありますのでご注意ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

法務省主唱の「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪・非行の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪・非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

●第74回「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」作文コンテスト

テーマは、“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活などの体験をもとに、犯罪・非行のない地域社会づくりや、犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことです。

- 対象
都内の小学校、中学校に在学する児童・生徒
- 原稿用紙の枚数
400字詰め原稿用紙3～5枚程度
- 応募先及び締切日
在籍する学校をとおして、学校の所在地に対応する各地区推進委員会に9月13日（金）までに提出してください。

◎ 問い合わせ先 東京保護観察所 民間活動支援専門官室内
“社会を明るくする運動” 東京都推進委員会事務局 TEL 03-3597-0123

マイナンバーカードでできること

【マイナンバーカードを使ってできることを紹介します】

①本人確認書類 運転免許証のように、写真付きの本人確認書類として使用できます。	②マイナンバーの確認 マイナンバーカード裏面にマイナンバーの記載があります。	③健康保険証として利用 マイナンバーカードを保険証として使用できます。保険証未対応の医療機関を受診の場合は、今お持ちの保険証をお使いください。
④公金受取口座の登録 口座登録をすることで給付金等の申請時に、申請書に口座番号の記入をせず申請できます。給付金等は、事前に登録した口座に振り込まれます。	⑤引っ越しの手続き（転出時のみ） 村役場に行くことなく、オンラインで転出の手続きを行えます。転入先の自治体で転入手続きは必要です。	⑥パスポートの更新（切替申請） パスポートの更新をオンラインで申請できます。受取の際はパスポートの受取窓口に行く必要があります。
⑦国民年金の手続き 国民年金の加入、免除申請（学生納付特例を含む）の申請手続きができます。また、年金記録やこれから受け取る年金の見込額の確認もできます。	マイナンバーカード関連サービスの申請や利用時は、カード取得時に登録した4桁の暗証番号が必要です。	



スマホ用電子証明書搭載サービス（Androidのみ）

マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけでマイナンバーカード関連サービスの申請や利用ができます。
※スマートフォンの下取・買取や修理、紛失等の場合は失効・停止の手続きが必要です。
※スマートフォンの利用者ご自身でスマホ用電子証明書の申込と失効・停止の手続きが必要です。

※檜原村では、マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票や印鑑登録証明書の発行はできませんのでご了承ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機
自動洗浄
トイレ



補聴器の
お取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪





アコス ミナ電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

令和6年度個人住民税の定額減税について

令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱が閣議決定され、令和6年度住民税の定額減税が実施されることになりました。

【対象の納税義務者】

納税者本人の令和6年度住民税（村民税・都民税）の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の方

注記：村民税・都民税が非課税の方や均等割のみ課税の方は対象になりません。

【減税額】

令和6年度個人住民税について、納税義務者の所得割の額から、下記の特別控除の合計額を控除します。

特別控除の額

(1) 本人 1万円

(2) 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき1万円

※特別控除の合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とします

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和7年度分の所得割の金額から1万円を控除

【定額減税後の住民税の徴収方法】

① 給与所得に係る特別徴収（給与天引き）の場合

令和6年6月分は特別徴収を行わず、特別控除後の個人住民税を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で特別徴収します。

② 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金天引き）の場合

令和6年10月分の年金から、年金天引きされる税額から特別控除の額に相当する金額を控除します。また、10月分から控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収される特別徴収税額から順次控除します。

③ 普通徴収の場合

令和6年度の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額を控除します。

また、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。

【注意事項】

納税者本人が均等割のみ課税の場合は、定額減税の対象となりません。

定額減税の特別控除は、他の税額控除の額を控除した後の所得割額に適用します。

ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税の特別控除が適用される前（調整控除後）の額となります。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 112

～今月の納期～

7月31日（水）です

- ・ 固定資産税第2期
- ・ 国民健康保険税第1期
- ・ 介護保険料第1期
- ・ 後期高齢者医療保険料第1期

納め忘れのないようお願いいたします。

〈広告〉

不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や建物を売りたい方、貸したい方

リフォーム、空家の解体、買取のご相談など

お気軽にお問い合わせください

東京マウンテン株式会社



Tokyo Mountain

<https://tokyomountain.com>
info@tokyomountain.com

檜原村 792-13（笹平）

TEL: 042-519-9117

東京都知事(1)第106189号

公益社団法人 全日本不動産協会 正会員

公益社団法人 不動産保証協会 正会員

環境・下水道

狂犬病予防注射について

狂犬病は全ての哺乳類に感染し、発症するとほぼ100%の確率で死にいたる恐ろしい感染症です。

令和2年に国内で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。一度国内に入ってきた狂犬病を根絶することは難しく、感染させないためには狂犬病予防注射の接種は重要となります。

・飼い主の義務

日本では狂犬病予防法により、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。飼い主の方は、村に登録の届出を行い鑑札の交付を受けてください。また、飼い主、飼い犬の住所等の変更がある場合も届出が必要になりますのでご注意ください。

・狂犬病予防注射を受けた方へ

狂犬病予防注射を受けた方は必ず**狂犬病予防注射済証**を持って役場へ来て**狂犬病予防注射済票**の交付を受けてください。

・手数料について

登録手数料（新規交付）：3,000円（再交付）：1,600円
 狂犬病予防注射済票：550円（再交付）：340円

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121

環境
下水道

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー

(旧：株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号
 〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
 TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
 safety@sft-bousai.com

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州

様々な用途でご利用頂けます

代表 岡部 竜州 檜原村2005

- !! お祝い・法事・おせち料理
- !! イベント&自治体の会食
- !! ご友人&ご親族の集まり

檜原村内配達OK
 (車両乗入れ可能な場所)

個数やご予算などお気軽に
 ご相談下さい！※別途消費税がかかります

☎ 080-7227-8781
 instagram.com/shidashi_tatsushuu

LINEからも相談
 ご注文できます！



ID @808y1lhl

令和5年度 公営企業会計財政状況の公表について

令和5年度公営企業会計の財政状況等をお知らせいたします。(令和6年3月末時点)

簡易水道事業

概況

給水水栓 1,151 栓 (令和6年3月末時点)
給水量 313,030^m₃
一日平均給水量 855^m₃

簡易水道事業会計

(単位：千円)

区分		予算額	執行額	執行率
収益的収支	収入	113,703	114,296	100.5
	支出	113,703	109,209	96.0
資本的収支	収入	174,275	174,275	100.0
	支出	178,144	178,140	99.9

下水道事業

概況

排水面積 102ha (令和6年3月末時点)
有収水量 234,418^m₃
一日平均有収水量 640^m₃

下水道事業会計

(単位：千円)

区分		予算額	執行額	執行率
収益的収支	収入	204,998	205,204	100.1
	支出	204,998	201,943	98.5
資本的収支	収入	109,346	109,346	100.0
	支出	110,147	110,144	99.9

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 127

環境
水道

〈広告〉

健康保険で出来る訪問医療マッサージ

- ・麻痺や関節拘縮がある方
 - ・足の痺れや膝の痛みで歩行が大変な方
 - ・寝たきりや車いす生活の方
 - ・デイに通っていても利用できます
 - ・無料にてお試しマッサージもできます
- * 歩行困難や通院が大変な方が対象です**

健康保険を使用する場合は
医師の同意書が必要になります

はりきゅう・りあん

あきる野市淵上205

院長 小野知哉

090-2734-7741

* 当院より直線16キロが範囲となります

檜原村のお店を応援しよう! ～最大25%戻ってくるキャンペーン～ 檜原村キャッシュレス決済ポイント還元事業について

物価高騰により影響を受けている村内事業者と村民の生活を応援するとともにデジタル化の推進を図るため、あき野商工会及びあき野市と連携し、PayPayを活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施します。

【実施期間】 令和6年7月1日（月）～令和6年8月31日（土）

※期間中でもキャンペーン還元額が上限に達した場合は、早期終了となる場合があります。

【対象のキャッシュレス決済】 PayPay

【対象店舗】 PayPayのキャッシュレス決済を導入している村内事業者 ※対象店舗とならない場合もあります。

【付与率】 最大25%

【付与上限】 2,500ポイント/回、10,000ポイント/月

※ポイント付与や支払い方法などについては一定の条件があります。

◎ 問い合わせ先 PayPayカスタマサポート窓口：Tel 0120-990-634
事業概要 産業環境課観光商工係 内線 128

福祉・けんこう

7月の栄養相談

【日時】 7月10日（水） 7月24日（水）
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
（けんこう館2階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

8月の精神保健巡回相談

【日時】 8月20日（火） 午後2時～午後4時

ご自身やご家族等のごころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします（費用無料）。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

おたふくかぜワクチン 任意接種補助について

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）は、耳下腺腫脹を主とする症状がみられ、無菌性髄膜炎や難聴などの合併症も心配される疾患です。村ではおたふくかぜの発生とまん延を予防するため、おたふくかぜワクチンの任意接種の補助を行います。

対象者：村内に住所を有する1歳以上7歳未満で、おたふくかぜにかかったことがなく、予防接種を希望する方。
すでに予防接種をした方、おたふくかぜにかかったことがある方は除きます。

補助内容：檜原診療所にて1回無料で接種できます。

予約方法：希望日の10日前までに福祉けんこう課子育て支援係にご連絡ください。

注意事項 *任意接種なので、村から接種勧奨するものではありません。

*この補助制度は檜原診療所で接種された場合のみ受けられます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 Tel 042-598-3122

歯・口の地域訪問相談会

【日時】 7月30日（火） 午前10時～正午

【会場】 人里コミュニティセンター

ご自身やご家族のお口の健康予防・改善について訪問歯科衛生士がご相談に応じます。

☆費用はかかりません。

☆お申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

こちら地域包括支援センターです！！

「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

東京都において、高齢者の消費者被害防止を目的として「高齢者見守り人材向け出前講座」事業を実施しています。

この講座は、自治会、高齢者クラブ、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、介護サービス事業所等の高齢者の身近にいる方を対象として、無料で講師を派遣するものです。受講者の方には、高齢者の消費生活トラブル防止に役立つハンドブックをテキストとして配布します。

講座の受講を希望する団体は地域包括支援センターまでご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

福祉
けんこう

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

 ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

村制135周年 令和6年度檜原村敬老福祉大会について

檜原村敬老福祉大会を下記のとおり開催いたします。新型コロナウイルス感染症は2類から5類に緩和されましたが、高齢者の集団発生のリスクを防止するため、今年度も以下のとおり規模を縮小して実施いたします。皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

開催日 令和6年9月29日（日）午後12時30分開場
午後1時00分開演
午後3時00分終了予定

会場 檜原小学校体育館

対象者 施設入所者を除く村内の65歳以上の方
（65歳未満の介助者の入場はできません）

内容 表彰対象者への表彰状の授与 アトラクション（中村美律子歌謡ショーほか）

定員 240名（応募者が定員を超えた場合は抽選となります）

申込方法 7月中に対象者へ案内を送付しますので、同封のハガキにより申し込みをお願いします。
※敬老金の支給につきましては、対象者に個別にご連絡いたします。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

檜原村社会福祉協議会からのお知らせ

『夏の体験ボランティア2024』参加者募集！！

今年も村内の福祉施設等にご協力をいただき、「夏の体験ボランティア」を実施します。ボランティア活動に関心があるけれど“きっかけ”がなかった方、空いた時間を有効活用したいけど何をしようか迷っている方、この機会に体験してみませんか。学生さんはもちろん、一般の方の参加も大歓迎です！



期間：7月20日（土）～8月31日（土）

参加資格：都内在住・在勤・在学の小学生以上
（小学1年生～4年生までは保護者同伴）
詳細はホームページをご覧ください。

檜原村社会福祉協議会

社協ホームページ
QRコード



◎ 問い合わせ先 檜原村社会福祉協議会
（檜原村ボランティアセンター）
Tel 042-598-0085

〈広告〉

相続 後見 不動産・商業登記

のご相談は
お気軽に **初回相談 無料!**

- ☑ メール/電話/Zoomによる相談可
- ☑ 土日祝日/夜間対応可
- ☑ ご自宅若しくは近隣出張対応可



司法書士あきやま法務事務所
東京都昭島市宮沢町510番地4
☎ <https://www.akiyama-legal.com/>

070-2353-4489

檜原村 くらしとしごとの相談会

経済的な理由で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計のやりくりが苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く）午後1時30分～午後2時30分
- 場 所 やすらぎの里けんこう館
- 対 象 村内在住の方
- 費 用 無料

利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

『学びの広場 ホットスペース ちえの輪』を児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（季節の行事など）を楽しみながら、ホットとできる居場所と一緒に学ぶことができます。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く）午後3時～午後5時
- 場 所 檜原村児童館（やすらぎの里内）
- 対 象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費 用 無料

- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。利用をご希望の方は下記までご連絡ください。随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

- 関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会

※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。



◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター TEL 0428-25-3501
ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>

熱中症にご注意を！

熱中症は気温が高いなどの環境下で体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。小さな子どもや高齢者、病気の方などは特に熱中症になりやすく、重症になると死に至るおそれもあります。熱中症にならないために、十分な対策を行いましょう。マスクを着用する場合は、強い負荷をかける作業や運動は避けるなどの注意が必要です。

もし熱中症が疑われる人を見かけたときは以下のような対応をしてください。

熱中症が疑われる人を見かけたときは

- ・すぐに風通しの良い日陰やクーラーなどが効いている室内など涼しい場所へ移す
- ・服をゆるめたり、体に水をかけたり、ぬれタオルをあてて扇いだりするなどして、体から熱を放散させ冷やす
- ・冷たい水や塩分を摂取するよう促す
- ・自分の力で水分の摂取ができない場合や、意識障害が見られる場合は、症状が重くなっているため、すぐに病院に搬送する

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」利用の際の変更事項について

新型コロナウイルスの検査について

新型コロナウイルスの検査は、必要に応じて実施することに変更になりました。

今後は、周囲の流行などを考慮し、お子さんの症状に応じて、各医療機関の医師の判断により、検査を実施することになります。

▽利用登録・申込み 秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122
秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」TEL 042-518-7078

一日民生・児童委員啓発活動を実施しました

令和6年度の民生委員・児童委員普及啓発活動として、令和6年5月27日（月）に、やすらぎの里施設内において「一日民生・児童委員」活動を実施しました。

当日は、小林副村長が一日民生・児童委員として、デイサービス利用者や福祉作業所の利用者等に啓発物品の配布を行いました。



◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

教育・文化

教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品と一緒に作りませんか？皆様のお申込みを随時お待ちしております。

- 場 所 檜原村福祉センター及び檜原村役場
- 参加費 無料
- 対 象 村内在住・在勤者

◎ 申し込み及び問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 227

檜原村古文書ワークショップ開催のお知らせ

文化財保護アドバイザー委託をしているNPO法人歴史資料継承機構の西村慎太郎氏による檜原村古文書ワークショップを開催します。

資料館所蔵の古文書や古書籍を用いてクリーニングや調査・目録作成について学んでみませんか？

- 日時・場所 8月22日（木）午後1時10分から午後3時まで
檜原村役場3階 301会議室
- 募集定員 先着20名
- 応募方法 8月1日（木）までに下記へお申し込みください。



◎ 申し込み及び問い合わせ先 檜原村郷土資料館 Tel 042-598-0880

その他

楽しみな夏休み!しかしその裏には・・・

夏到来!!楽しい夏休み!海や川でのレジャーを楽しむ機会が増える季節ですね。しかしその反面、水の事故が最も発生する時期でもあります。

水の事故のおよそ6割は河川で起きています。穏やかな川でも実は川底にはくぼみがあり、そこに足がはまってしまい水流で抜けなくなるなど、実は非常に危険な場所です。

秋川、平井川、多摩川等でも毎年のように水の事故が発生しています。大雨やゲリラ豪雨が予測される場合は当然ですが、飲酒後や体調が悪い時は川での遊泳を中止しましょう。

また、川で遊ぶ際は、大人も子供もライフジャケットを着用し、流れの速い場所や渦が巻いている場所には近づかない。そして大事なお子様を水遊びさせる際には絶対に、絶対に目を離さないようにしましょう。

水の事故は死亡事故に繋がります。川遊びの前はしっかりと準備をして大切な命を守り、夏を思いっきり楽しみましょう!

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 Tel 042-595-0119

シルバー人材センターでは一緒に働く会員を募集しています!

入会条件

- ・ 村内在住でおおむね60才以上の方
- ・ 健康で働く意欲のある方
- ・ センターの主旨に賛同してくださる方

月に1日からでもお仕事ができますので、お気軽にお問い合わせください。

特にお願いしたいお仕事

- 檜原都民の森 宿直・駐車場管理・建物清掃
- やすらぎの里 宿直など
- その他、各種運転業務も大歓迎です!!

檜原村シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都知事の許可を受けた公益法人で、国・東京都・檜原村からの支援を受けて運営されています。

◎ 問い合わせ先 公益社団法人檜原村シルバー人材センター Tel 042-598-0167



村民ひろば

村民ひろば

やまっこかわっこ通信

檜原にお住いの皆様、こんにちは! やまっこかわっこです!小沢の夏地(なっち)地区にあります認可外保育施設、NPO法人里山保育やまっこかわっこは、2017年に開設し、この4月で八年目を迎えました。子どもたちは毎日、元気に野山を駆け回り、檜原の野のもの、畑のものをおいしくいただいて、すこやかに育っています。まだまだ村民の皆様を知っていただく機会が少ないため、どのような保育所なのかについて、紹介させていただきたいと思います。春は庭でヤブカンゾウ、ノビル、ヨモギ、タンポポの花などを摘み、給食で食べます。檜原ならではの食卓です。芽吹いたばかりの生命と出会う毎日です。野や川で遊ぶという、檜原の環境だからこそできる豊かな育ちがあり、日々、のびやかな体と心を育む保育をしています。また、春は種まきの季節。お米の種もみを蒔き、苗から育ててあきる野の田んぼで田植えをします。秋には稲刈りをし、足踏み脱穀機や唐箕などの昔ながらの道具を使って野良作業をします。そして年末のお餅つきでは一年の無事を感謝してみんなで食べています。そんなやまっこかわっこを、どうぞよろしくお願いします。



◎ 問い合わせ先 特定非営利活動法人里山保育やまっこかわっこ Tel 070-5451-0844(杉井)

学校だより

いま、檜原中学校では

【教育ビジョン】 一人一人が自分の花を咲かせられる学校 ～ウェルビーイング檜中～
 【教育目標】 学び考える人 [主体的に学ぶ力]
 心の豊かな人 [主体的に判断する力]
 たくましい人 [健やかな心身を育成するための実践力]

第9回檜原学園運動会

絶好の運動会日和に恵まれ、5月25日(土)に第9回檜原学園運動会を中学校校庭で開催しました。大勢の来賓・地域・保護者の方々の声援を受けながらの開催となりました。今回の運動会スローガン「巻き起こせ 檜原旋風」のとおり、児童・生徒たちはもてる力を最大限に発揮して、各学年の種目に挑みました。

中学校の大縄跳びでは、僅差の勝負、小学校の大玉送りとチェッコリ玉入れは、最後までどちらが勝つか分からない接戦となりました。最終結果は総合で白組の勝利となりましたが、どちらのチームも全学年の全員が協力して『檜原旋風』を巻き起こしてくれました。

今後も、9年間を見据えた小中一貫教育をさらに充実させるために努力して参ります。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



【7月・8月の予定】

7月

- 5日(金) 授業参観・保護者会(全)
上級学校説明会(2,3)、漢字検定
- 8日(月) 郷土理解研修兼職業人講話(1)
- 9日(火) キャリア探索プログラム(2)
- 10日(水) SOSの出し方教育、避難訓練
- 11日(木) マナー講座(2)
- 12日(金) 英語体験(1,2)
- 18日(木) 美化活動、給食終了

19日(金) 1学期終業式

22日(月) 夏季休業日開始、三者面談開始(全)

8月

- 9日(金) 学校開庁日開始
- 13日(火) 学校開庁日終了
- 26日(月) 夏季休業日終了
- 27日(火) 2学期始業式、身体計測
- 28日(水) 引き渡し訓練(小中合同)
給食開始

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.97



「左から、友澤勇紀、中澤大樹」

ともさわ ゆうき
友澤 勇紀 (宮ヶ谷戸在住)

高校時代から植物にかかわり続け、こんなにも植物の成長に歓喜を覚えたのは初めてでした。昨年の8月から行っている本わさびの土壌栽培。虫害、病気、雪害を経て、この春、めざましい成長を見せてくれています。



また、わさびの「ど根性」にも驚きました。一番右の写真は、昨年カナブンに根っこを食われてしまったわさびです。この春、地中から新たな芽を三本伸ばしていました。ジャガイモみたいです。(笑) もちろんこの芽は株分けも可能で、この春に200程の株分け苗ができました。昨年被害にあった株数を上回る数です。なんだか檜原村でわさびと上手くやっていけそうでうれしいです。

今回、このわさび栽培について村民の皆さんにご報告したいことがあり、本誌折込みの協力隊新聞「SPOON」に記事を書かせていただきました。是非、ご一読いただけたら幸いです。

なかざわ だいき
中澤 大樹 (出畑在住)

うれしいことに、私が参加させていただける「いきいきサロン」が増えました！
今月初めてお伺いするところを入れると9つになります。村全体で12団体が活動中と伺っておりますので、残りの3つの所からもお声がけいただけるようにがんばっていきなしたいと思います！

おかげさまで村内の各地を回らせていただいております。体操を中心に教えさせていただいております。どなたでもできる内容で、全身の関節を動かせる内容になっています。大きな効果はあまり期待できないかもしれませんが、日々の健康に繋がるような体操となるよう考えて作りました！



多くの方々と体操してきました！

第20回秋川溪谷ヨルイチ一般出店者募集

- 日時:** 8月31日(土) 午後4時～午後9時(雨天実施、荒天等の場合中止 開催可否は当日正午に決定。)
- 場所:** 五日市ひろば内指定区域等
- 対象:** 檜原村、日の出町、あきる野市で事業所を営んでいる個人が法人。住民の方(ヨルイチの趣旨に協力できる方)
※檜原街道沿いなどの既存店舗の方は対象外です。周辺地域での露天商・フリーマーケットの出店はすべて禁止します。開催地域内やその周辺の私有地を利用しての出店も禁止します。
- 区画:** 空地などを利用するため主催者の指定した区域内の1区画とします。
※出店区画は、申し込み順に選定し決定します。
- 出店料:** 1区画5,000円※テント並びにウェイト(必須)は持参してください(最大3M×3M 1張) 食品を扱う方は必ず必要です。
※会場内の照明は実行委員会で用意をします。
別に手元用ランプ等必要な場合は各自でご用意してください。
(荒天等で中止、または出店中止されても返金は致しません。)
- 出店制限:** 廉価商品、フリーマーケット商品は除きます。・ヨルイチ実行委員会で承認を得た商品に限ります。
・食料品販売をする方は許可施設で製造しパック詰め(賞味期限表示・原材料表示等含む)ができ、保健所への届け出が承諾受領された方のみです。(その場での調理は認めておりません。)
- 申込み方法:** 7月23日(火)までに、あきる野商工会(本所・五日市支所)で配布する申込用紙に必要事項を記入し、ヨルイチ実行委員会一般出店担当:お菓子の柊屋 内山 章(五日市836)まで事前にお電話でご連絡の上申込用紙等をお持ちいただき申し込んでください。

◎ 一般出店申し込みに関する問合せ・申し込み:お菓子の柊屋 内山章 TEL 090-3137-3901
(日曜日・祝祭日を除く午前11時30分から午後7時まで)

ふれあいデー（一斉清掃）にご協力ありがとうございました！

令和6年度檜原村ふれあいデーを5月26日（日）に実施しました。
当日は、皆様のご協力により、無事終了できましたことを深く感謝いたします。
今後も村の環境美化にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話	日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
7月 7日(日)	さくらクリ ニック	あきる野市 野辺1003	042-559-0118	21日(日)	鈴木内科	あきる野市 館谷156-2	042-596-2307
14日(日)	まつむらこども クリニック	あきる野市 引田225丸徳ビル101	042-559-3322	28日(日)	樋口クリニック	あきる野市 秋川3-7-5	042-559-8122
15日(月・祝)	佐藤内科循環器 科クリニック	あきる野市 秋川2-5-1	042-550-7831				

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

*午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (6月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,108 世帯(1人減) 人口 1,957 人 (8人減)
男 977 人 (3人減) 女 980 人 (5人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 檜原都民の森ツリークライミング教室

檜原都民の森では毎年、(株)東京チェーンソーズの皆さんを講師としてツリークライミング教室を開催しています。ツリークライミング教室は、大人の方はもちろん、子どもまで気軽に楽しめることが、大きな魅力です。

とても人気の教室で、毎年たくさんのお子どもたちが檜原都民の森へ訪れてくれます。

ぜひ、ツリークライミングを通じて、木の上の景色や世界観を体験してみたいはいかがでしょうか。